第二条　平成二十六年国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、告示第二号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定申請書の提出） **第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第十一項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類 二　［略］ 三　当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第十項第一号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し 3　第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第六項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。 （認定書の交付） **第二条**　試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。 **様式**（第１条関係） 特別試験研究認定申請書（共同試験研究） 当該試験研究は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第２条第７項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第５条の３第10項第１号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第５条の６第11項第１号に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。	（認定申請書の提出） **第一条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする個人は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第五条の六第九項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該個人の主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。 2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類 二　［略］ 三　当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の三第九項第一号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し 3　第一項の認定申請書を提出する個人は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第三項の規定の適用を受けようとする年の翌年二月十五日までに認定申請書を提出しなければならない。ただし、試験研究機関等の長等が提出遅滞につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。 （認定書の交付） **第二条**　試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該個人に交付するものとする。 **様式**（第１条関係） 特別試験研究認定申請書（共同試験研究） 当該試験研究は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第２条第７項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第５条の３第９項第１号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第５条の６第９項第１号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。